

町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例

町田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成元年12月町田市条例第45号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の発生の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）土砂等による埋立て等 土砂等（土砂、砂利、岩石その他の土地の埋立て等に使用する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土若しくは土砂等の堆積又は切土をいう。
- （2）事業 土砂等による埋立て等を行う事業をいう。
- （3）事業区域 事業を行う区域をいう。
- （4）事業主 契約による事業の発注者又は契約によらないで自ら事業を行う者をいう。
- （5）事業施工者 契約による事業の請負者（当該請負者の下請負者を含む。）をいう。

（事業主及び事業施工者の責務）

第3条 事業主及び事業施工者は、事業を行うに当たり、災害の発生を防止し、及び生活環境を保全するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び事業施工者は、事業を行うに当たり、あらかじめ当該事業区域の土地の近隣住民の理解を得るように努めるとともに、当該事業に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

らない。

(土地所有者等の責務)

第4条 事業区域の土地を所有し、占有し、又は管理する者（当該事業の事業主である場合を除く。以下「土地所有者等」という。）は、事業による災害の発生を防止し、及び生活環境の保全を図るため、その所有し、占有し、又は管理する事業区域の土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(事業の許可)

第5条 事業主は、次に掲げるいずれかの事業を行うときは、あらかじめ町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 事業区域の面積が500平方メートル以上である事業

(2) 事業の施工後と施工前の地盤の高さの差が1メートル以上となる部分がある事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの事業については、前項の許可を受けることを要しない。

(1) 他の法令等の規定に基づき、許可、認可等を受け、又は届出、協議等をして行う事業のうち、規則で定めるもの

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業

(3) 災害復旧のため必要な応急措置として行う事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

3 事業主は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、土地所有者等の同意を得なければならない。同意を得た土地所有者等が変更したときも、また同様とする。

(事前相談)

第6条 事業主は、前条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ

規則で定めるところにより、当該事業の計画（以下「事業計画」という。）について、市長に事前相談を行わなければならない。

（近隣住民への説明等）

第7条 事業主は、前条の事前相談を行ったときは、次条の規定による協議を行う前に、規則で定めるところにより、事業計画その他の規則で定める事項を近隣住民に誠意をもって説明するとともに、その理解を得るよう努めなければならない。

2 前項の規定による説明を行った事業主は、規則で定めるところにより、当該説明の状況その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

（協議）

第8条 事業主は、第6条の事前相談を行ったときは、第5条第1項の許可を受けるに当たり、あらかじめ規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

（協定の締結）

第9条 事業主は、前条の規定による協議が整ったときは、速やかに、その内容について市長と協定を締結しなければならない。

（許可の基準）

第10条 市長は、第5条第1項の許可をするに当たり、当該事業に係る事業計画及び施工方法が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

（1）事業の施工期間が、第15条に規定する事業の着手日の翌日から起算して1年以内であること。

（2）許可の申請をした日の翌日から起算して6月以内に事業に着手する計画となっていること。

（3）事業区域及びその周辺の地域において災害の発生を防止し、及び生活

環境を保全するための措置が講じられていること。

(4) 第5条第3項の同意を得ていること。

(5) 事業主又は事業施工者が規則で定める要件を満たしていること。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が土砂等の堆積であるときは、市長は、事業計画及び施工方法が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 前項第2号から第4号までに掲げる基準

(2) 土砂等の堆積の期間が6月以内の計画であること。

3 第1項各号及び前項各号に掲げる基準を適用する場合における必要な技術的細目（以下「技術的細目」という。）は、規則で定める。

（事業の変更）

第11条 事業主は、第5条第1項の許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該変更の内容が事業の施工期間の延長であるときは、当該延長する期間は、事業計画に定められている施工期間の満了日の翌日から起算して、1年（土砂等の堆積にあつては、6月）を限度とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、規則で定める軽微な変更にあつては、事業主は、当該変更の内容をあらかじめ市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

3 第5条第3項及び第7条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（許可の条件）

第12条 市長は、第5条第1項又は前条第1項の許可（以下単に「許可」という。）をするに当たり、この条例の目的を達成するために必要な限度

において、条件を付することができる。

(名義貸しの禁止)

第13条 許可を受けた事業主は、自己の名義をもって、他人に当該事業を行わせてはならない。

(許可の取消し)

第14条 市長は、事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 第10条に規定する許可の基準に違反したとき。

(3) 第11条第1項の許可を受けずに第5条第1項の許可に係る事業計画を変更したとき。

(4) 第12条の条件に違反したとき。

(5) 前条の規定に違反して、許可を受けた事業主が、自己の名義をもって、他人に当該事業を行わせたとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取消しに係る事業について、災害の発生のおそれがあるときは、当該許可を取り消された事業主に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(着手の届出)

第15条 事業主は、事業の着手に当たり、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(定期報告等)

第16条 事業主は、規則で定めるところにより、事業の施工状況について市長及び土地所有者等に報告しなければならない。

2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、事業主、事業施工者又は土地所有者等に対し、事業の施工状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(標識の設置)

第17条 事業主は、事業の施工期間中、事業区域に規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第18条 市長は、事業主又は事業施工者が第12条の条件に違反して事業を行っているとき、又は当該事業が技術的細目に適合していないと認めるときは、当該事業主又は事業施工者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(措置命令等)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業主又は事業施工者が当該勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該事業の停止及び期限を定めて原状回復、技術的細目への適合その他災害の発生の防止又は生活環境の保全上必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(廃止の届出等)

第20条 事業主は、許可を受けた事業を廃止したときは、規則で定めるところにより市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により廃止の届出をした事業主について準用する。

(完了の届出等)

第21条 事業主は、許可を受けた事業が完了したときは、規則で定めるところにより市長に届け出るとともに、土地所有者等に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事業が第12条の条件及び技術的細目に適合しているかどうかを検査するもの

とする。この場合において、当該事業が第12条の条件又は技術的細目に適合していないと認めるときは、事業主に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(土地所有者の役割)

第22条 土地所有者は、事業の施工によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため、規則で定めるところにより、定期的に当該事業の施工状況を把握するよう努めなければならない。

2 土地所有者は、事業の施工によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等により災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

(是正命令)

第23条 市長は、許可を受けずに事業を行った事業主に対し、事業に係る工事その他の行為の停止及び相当の期限を定めて違反を是正するための必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(立入検査)

第24条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、その職員に、事業主若しくは事業施工者の事務所若しくは事業所又は事業区域にある土地若しくは建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(違反事実の公表)

第25条 市長は、事業主又は事業施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業主又は事業施工者の氏名又は名称及び代表者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 許可を受けずに事業を行ったとき。

(2) 第14条第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)、第19条又は第21条第2項の規定による命令に違反したとき。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第11条第1項の規定に違反して事業を行った者

(2) 第13条の規定に違反して、自己の名義をもって、他人に当該事業を行わせた者

(3) 第23条の規定による命令に違反した者

第28条 第14条第2項(第20条第2項において準用する場合を含む。)、第19条又は第21条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第17条の規定に違反して標識を設置しなかった者

(3) 第24条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第30条 第11条第2項、第15条、第20条第1項又は第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 3 1 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 2 7 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 5 条第 1 項の規定による許可の申請を行う事業について適用し、同日前にこの条例による改正前の第 5 条の規定による許可の申請を行った事業については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。